

パブリックコメント募集結果（案）

アーモンドミルクの日本農林規格の制定

1 制定案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R8.5.19～R8.6.17）

(1) 受付件数 24 件（14 者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R8.4.24～R8.6.22）

受付件数 なし

アーモンドミルクの日本農林規格の制定案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
規格全般		
「ミルク」と表示しつつ、「当該製品が乳又は乳製品ではない」ことを記載すべきとありますが、そうであれば最初から「ミルク」という表示をすべきではないと思います。	1	国内に既に様々な品質のアーモンドミルクが一定程度流通する中、今般アーモンドミルクのJAS制定により、アーモンドの含有率の下限や、原材料に乳や乳製品を使用しないといった定義・品質基準のほか、「乳又は乳製品ではないこと」の説明を容器包装の見やすい箇所に明瞭に記載することを定めることで、飲料関連市場が一定程度整序化され、「アーモンドミルク」の呼称だけでなく、乳・乳製品とは異なるものであるという消費者の理解の拡大につながると考えています。これにより、消費者の合理的な選択の機会の拡大と、乳の製造・流通・販売に携わる方も含め関連事業者の健全な発展に寄与するものと考えています。
アーモンド「ミルク」ではなくアーモンド「飲料」ではないか。 先日、スイスでも牛乳ではないという打消表示をしていた場合でも植物蛋白飲料でミルクと表記することは違法という判決が最高裁で、出ているとの報道もある。 また中国でも「植物蛋白飲料」や「露」という飲料を表す表示を採用しており「乳」ではないのではないか。 中国では杏仁露が通称で、露露という商品は日本でも通販で入手出来るほどではないか。 輸入品のアーモンドをたったの2%含むだけで、どんな味になっても「ミルク」とJAS、日本農林規格として呼称されることは日本のガラパゴス化と揶揄されないか。政府の見解を示してほしい。	1	「アーモンドミルク」という呼称は、消費者に対する認知度調査では8割以上の人を知っているとの結果が出ていること、新聞等のメディアにおいて広く使われていることから、一般的に広く知られ、普及していると捉えることが適当と考えられます。 他方、アーモンド飲料の用語については、非乳状のもの、アーモンド含有率が低いもの、アーモンド香料のみのもの等を含めた広い範囲の飲料が想起され、今回のJASの内容と合致しないことが考えられます。 Codexにおいてココナッツミルクの規格が制定されているとともに、国内においては豆乳類のJASが制定されているなど、プラントベース飲料の規格に「乳」や「ミル

アーモンドミルク日本農林規格ではなく、アーモンド飲料日本農林規格にすべきではないでしょうか。乳又は乳製品ではないことを記載する規格案ですが、ミルクとしなければそのような記載も必要ありません。 他国（AU, NZ, CA, EU, IN等）では、ミルク＝牛乳という名称は、動物性製品と定義されるものでしか使ってはいけないというルールが一般的であると認識しています。そこで、アーモンドミルクという名称が一般化しているため例外とされている国もありますが、キリスト教の断食期間中に牛乳の代替品とされていた歴史からのものであり、日本では関係がありません。西洋文化圏でない中国では、「植物蛋白飲料」だと聞いております。	1	ク」の用語が用いられている例が既に存在しているところです。 他国の状況については、米国、イタリア、フランス、スペイン、豪州、ニュージーランド、中国、タイ等において、「アーモンドミルク」の使用が認められ、販売されています。中国においては、国家推奨規格として植物蛋白飲料の規格が定められているものの、アーモンドを原料とする飲料の取扱いとは上述のとおりです。また、杏仁露については、アプリコットが原料の飲料で、本JASにおける対象とは異なるものと認識しています。 欧州司法裁判所での植物性飲料に対するミルク表示の違反及びスイスにおいて牛乳ではないと打消表示をした場合であっても違反とされた判例は把握しております。こちらはEU域内に限定された規制と認識しています。 なお、食品の表示における栄養成分表示については食品表示法で規定されており、JASでは規定しておりません。 いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
アーモンド飲料に、ミルクと表記することは反対です。 欧州裁判所において植物性飲料にミルクという表示を使うことは違憲とされたり、スイスにおいて牛乳ではないという打消し表示をしている場合にも違憲とされた判例もあると聞いています。米国FDAが記載を推奨しているような牛乳よりも栄養価が劣っているということ、牛乳よりたんぱく質、カリウム及びマグネシウムの含有量が少ないといった記載が必要ないことにも懸念を覚えます。	1	
そもそも「ミルク」という表現が必要かどうか。ミルクとは動物の乳にしか使用すべきではない。アーモンド飲料との表現で十分ではない	1	

か。 生乳100%のものしか牛乳とは呼べないが、そもそもアーモンド100%でもなく、逆に「ミルク」の価値を毀損する可能性も考えられる。 見た目（色）が近いからと言って今まで牛乳が築いてきたイメージに「ただ乗り」すべきではない。ただのアーモンドの搾り汁が一部入った飲料品に過ぎない。		
商品名はかまわないが、品名のところは、EUなどの考え方と同じくミルクという表現はやめて、アーモンドドリンクなどが望ましいのかと考えます。	1	御意見いただいた「品名」については、食品表示法に基づく食品表示基準に基づき表示する「名称」に該当するものと理解します。名称表示については食品表示基準に基づき記載することとなり、JASでは規定しておりません。
アーモンドミルクの日本農林規格案では、原材料に「乳又は乳製品を使用していないこと」とされているところ、「アーモンドミルク」という名称からは、原材料にアーモンドの他に、「乳又は乳製品を使用している」商品と消費者に誤認を与えるおそれが否めないと考えられます。 消費者に誤認を与えるおそれを生じさせないようにするためには、「ミルク」という文言ではなく、例えば「アーモンド飲料」のような名称とすることが適当と考えます。 また、本規格を「アーモンドミルク」という名称とするのであれば、消費者に誤認を与えないよう十分な説明表示を促すようお願いします。本規格案の「5 表示」の「注記」の例示についても、例えば、「本品（本商品）は、牛乳や乳飲料ではあ	1	ご提案の「乳又は乳製品を使用していない」との表示は、①アレルギー表示の観点で用いられる文言と認識されること、②アレルギー表示については、食品表示法に基づいて記載されるものであり、JASで規定する範ちゅうではないことから、例示として追記しないこととします。

りません」、「本品（本商品）は、乳又は乳製品を使用していない」等を追記いただければと存じます。		
アプリコットカーネルやビターアーモンドカーネルには、摂取後にシアン化物に変わる物質が問題になる場合があるため、英国FSAも注意喚起をしています。ただし、加熱加工済みの風味付け食品などではリスクが低いとされるものもあり、ここは「名称」だけでなく「未加工か、加工済みか、含有量はどの程度か」まで見なければいけません。	1	本JASでは、アーモンドミルクの用語及び定義と品質を定めるものであり、個別成分の毒性評価や摂取量に応じた健康影響の整理を行うものではありません。
台湾の衛生福利部食品薬物管理署の資料では、Almonds は「杏仁/扁桃仁」、Apricot kernels は「杏核」と区別され、一般の杏仁茶・杏仁露の原料は主に甜杏仁、つまり Sweet Apricot Kernel と説明されています。中国にも GB/T 31324-2014「植物蛋白飲料 杏仁露」があり、国家標準情報では現行標準として掲載されています。さらに同標準には第1号修改単があり、2020年5月1日実施とされています。つまり、日本のJAS案が西洋アーモンド＝<i>Prunus dulcis</i> だけを対象にするなら、中華圏の「杏仁茶」「杏仁露」と混同しない注記が必要、という主張ができます。 アメリカについては、FDA案では植物性ミルク代替品には標準規格がなく、「soy milk」「almond milk」などは一般的名称として使われていると整理されています。また“milk / beverage / drink”のいずれも使えるが、植物原料名を明確	1	御意見として承ります。

にすること、牛乳と栄養組成が違う場合は任意の栄養差表示を推奨しています。一方EUでは、CJEUが植物性製品に“milk”等の乳用語を使うことは原則禁止、植物由来を説明しても禁止に影響しないと判断しています。ただし言語別の伝統的例外があり、英語の“almond milk”は例外リストに含まれない一方、フランス語・スペイン語・イタリア語の相当表現は含まれる、というやや複雑な運用もあります。		
3 用語及び定義		
3.1 アーモンド		
国際的な用語・表示慣行との整合性を高めるため、本文または解説資料・Q&Aにおいて、次の点の補足を要望します。 本規格の対象は <i>Prunus dulcis</i> を原料とするアーモンドミルクであり、杏仁茶・杏仁露・杏核飲料等は原料植物・食文化・既存名称が異なることを、注記又はQ&Aで明確化すべきです。また、米国では“almond milk”が一般的名称として使われる一方、EUでは“milk”等の乳用語について制限があり、国・地域によって“almond milk”“almond drink”“almond beverage”等の使用可能性が異なるため、輸出や訪日外国人向けを考慮すると、JAS上の名称を「アーモンドミルク」としつつも、輸出・多言語表示において“almond drink”“almond beverage”等の併記・代替表示との関係の整理が望まれます。	1	本JAS自体で、<i>Prunus dulcis</i> を原料とするアーモンドミルクを対象とするものであり、規格中において対象となる原料「アーモンド」については「アーモンド (<i>Prunus dulcis</i>) の木の種子の殻を取り除いた仁（薄皮をむいたものを含む。）」とし、学名により明確化しています。これにより、本規格に適合した製品については、アーモンド (<i>Prunus dulcis</i>) を原料として製造された飲料であることが担保されます。 また、用語の使用については、国・地域により取扱いが異なる状況にありますが、こうした輸出や多言語表示における具体的な表示方法の取扱いについては、本規格において定める対象ではありません。 本規格案は、国内における品質及び表示の基準として、「アーモンドミルク」という用語で対象製品の範囲を明確化するものであり、輸出向け表示や多言語での表記方法については、各国・地域の規制に基づき、事業者の判断で対応されるものとなります。

本規格案は、<i>Prunus dulcis</i> を原料とするアーモンドミルクを対象とするものと理解する。一方で、台湾・中国等の中華圏では、杏仁茶、杏仁露、杏仁豆腐、杏仁酥等において、Almonds、Apricot kernels、Sweet Apricot Kernel、甜杏仁、南杏、杏仁、扁桃仁等の名称・原料概念が重なって用いられる場合がある。 そのため、本規格の直接対象ではないとしても、将来的には、アーモンドミルク、杏仁茶、杏仁露、杏仁豆腐、杏仁加工品等について、原料植物、伝統的名称、輸入食品表示、食品安全、栄養表示を横断的に整理することが望ましい。特に、<i>Prunus dulcis</i> 由来のアーモンドを用いた製品、<i>Prunus armeniaca</i> 由来の甜杏仁・杏核を用いた製品、香料により杏仁風味を付した製品が、消費者に誤認されないよう、解説資料又はQ&A等で整理すべきである。特に以下の点を整理すべき。 ・原料植物の表示 「アーモンド／扁桃仁／<i>Prunus dulcis</i>」なのか、「杏核／甜杏仁／南杏／<i>Prunus armeniaca</i>」なのか、「香料だけで杏仁風味を出している」のかを、消費者が分かるようにする必要がある。 ・食品文化上の名称との整合性 杏仁豆腐や杏仁酥は、中華圏でも「これはアズキの仁、これはアーモンド」と分かれているとは限らず、地域・メーカー・価格帯・輸出向け表示によって揺れがある可能性。伝統的名称を否定するのではなく、原材料表示で補う形が現実的。	1	
--	---	--

3.3 アーモンドミルク		
3 定義における3.3 アーモンドミルクについて アーモンドと豆乳、果汁、ココナッツミルクなどから製造した場合は規格には当てはまらないのでしょうか。 3.3 b)に風味原料等とありますが、「等」に豆乳、果汁などは含まれますか。その場合アーモンドと水から製造したものに豆乳などを混ぜるのは規格を満たすのでしょうか。 定義が消費者には理解しがたいと感じます。	2	豆乳、果汁、ココナッツミルク等については、「風味原料等」に含まれ得るものと整理しており、規格に定める要件（アーモンド含有率、アーモンドの固有の香味を有すること等）を満たす限り、本規格の対象となります。
4 品質		
4 品質における原材料について b) 乳または乳製品を使用していないこととありますが、乳由来の香料やガゼイン・プロテインなど「乳製品」に該当しない場合の使用は可能の認識で問題ないでしょうか。 乳は牛乳以外の羊や水牛も含む認識で問題ないでしょうか。	1	本規格においては、乳及び乳製品に該当する原料を用いないことを定めており、乳又は乳製品に該当しない原料については使用可能です。 また、ここでいう「乳」には、牛乳に限らず、羊乳、水牛乳等も含まれます。
5 表示		
乳アレルギーの人にとっては、「当該製品が乳又は乳製品ではない」だけでは不十分である。 食品表示基準のアレルゲン表示についての公権的解釈の「乳成分を含む」に倣って、「当該製品が乳又は乳製品ではない」で済ませず、「乳成分を含まない」にして、末尾の表示例も“牛乳や乳飲料ではありません”でなく“乳成分は含まれていません”のようにすべきである。	1	食品の表示については、国内においては食品表示法に基づく食品表示基準などに、国外においては、当該国の基準に従って記載することになります。 アレルゲン表示については、食品表示法で規定されており、JASでは規定しておりません。 本規格の「乳又は乳製品でないことの説明」の表示については、アレルゲンの含有の有無を示す目的ではなく、乳又は乳製品と消費者が誤認することを防ぐ目的で表示するものです。

5 表示について 乳または乳製品ではない旨の表示については、消費者が「乳アレルギーを含まない」と誤認する可能性があるため反対です。特に乳アレルギーの子どもたちが乳飲料ではないから喫食可能と誤って判断して飲む（あるいは他者から飲むことを勧められる）リスクは未然に防いで頂きたいです。アーモンドミルクは豆乳同様既に一般的に認識されている名称かと思うので、再検討を希望します。 アーモンドミルクは今まで木の実の特性上喫食してこなかった低年齢の幼児であっても摂取が可能であり、さらに一度に摂取する量も多くなりがちです。そのため、アーモンドはアレルギーを引き起こす可能性がある旨や幼児に与える際は十分注意するよう注意喚起表示の推奨、子育て世代、関係機関への情報発信など国民の健康保護を図ることもご検討頂ければと存じます。	1	
アーモンドミルクは、乳アレルギー、乳糖不耐、宗教上・思想上の理由による乳製品忌避、ヴィーガン等の需要に対応し得る飲料である一方、乳・乳製品を含まないこと、アーモンドを原料とすること、製造工程における乳成分混入の可能性、保存方法、開封後の取扱い、牛乳との栄養差、調理・加工上の機能差について、消費者が誤認しない表示・解説が必要である。	1	
植物性ミルク代替品については、消費者が乳製品ではないことは理解	2	食品の表示については、国内においては食品表示法に基づく食品表示基準などに、

していても、牛乳と同等の栄養を持つと誤認する可能性があります。 米国FDAの植物性ミルク代替品ガイドンス案は、名称だけでなく、牛乳との栄養差を消費者が理解できるようにすることを重視しています。これは日本のアーモンドミルクJASにも関係し、さらに杏仁露・杏仁茶のような飲料にも将来的には関係してきます。 したがって、乳・乳製品ではない旨の表示に加え、たんぱく質、カルシウム、ビタミンD等の栄養成分について、牛乳との同等性を暗示しない表示や、必要に応じた栄養成分表示・比較表示の考え方を、解説資料等で示すことを検討すべきです。		国外においては、当該国の基準に従って記載することになります。 栄養成分表示、保存の方法及びアレルギー表示については、食品表示法で規定されており、JASでは規定しておりません。 本JASは、消費者が乳又は乳製品と誤認することを防ぐために、当該商品が「乳又は乳製品でないこと」の説明を、容器包装の見やすい箇所に明瞭に表示しなければならないことを規定しています。 いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
アーモンドミルクは、乳アレルギー、乳糖不耐、宗教上・思想上の理由による乳製品忌避等に対応し得る飲料である一方、牛乳と同等の栄養を当然に有するものではない。特に、たんぱく質、カルシウム、ビタミンD、ビタミンB12等については、製品により含有量が大きく異なり、栄養強化された製品と、そうでない製品を区別する必要がある。 そのため、JAS適合品であることが、牛乳と同等のたんぱく質・カルシウム等を摂取できることを意味するものではないことを、解説資料又はQ&A等で明確化することが望ましい。また、カルシウム等を添加した製品については、添加栄養素の有無・量が消費者に分かりやすく表示されることが重要である。 特に、牛乳の代替としてアーモンドミルクを継続的に利用する場合、	1	

たんぱく質やカルシウム等の摂取不足につながらないよう、栄養成分表示の確認や、他食品との組み合わせが必要であることを周知すべきである。		
米国食品医薬品庁（FDA）は、「ミルク」と表示するときは「アーモンドミルク：乳よりたんぱく質、カリウム及びマグネシウムの含有量が少ない。」といった牛乳との栄養面の違いを書くことを推奨しているが、牛乳ではないといった打ち消し表示だけすれば十分な情報提供となっているのか疑問に感じる。 牛乳は3.5などたんぱく量を表示しているし、公正取引規約とは根拠法令が違うとはいえ消費者に対して不親切ではないか。	1	
アーモンド含有率2.0 %以上という基準は、アーモンドミルクとしての最低限の品質を担保する上で意義があると考えます。一方で、この含有率は、たんぱく質、カルシウム、ビタミンD、ビタミンB12等について牛乳と同等の栄養を有することを意味するものではありません。 また、本規格案では乳又は乳製品を使用しないこと、及び乳・乳製品ではないことの説明表示を求めている、この点は乳アレルギー、乳糖不耐、宗教上・思想上の理由により乳製品を避ける消費者にとって重要です。ただし、「乳不使用」であることは、製造工程での乳成分混入がないこと、乳アレルギー対応食品であること、ハラール・コーシャ・ヴィーガン等の認証を受けていることを	1	

当然に意味するものではありません。 そのため、JAS適合品であることが、牛乳と同等の栄養、常温保存可能性、開封後の保存性、乳アレルギー対応、宗教認証、又はチーズ・ヨーグルト等の乳製品製造への完全な代替性を意味するものではないことを、解説資料又はQ&Aで明確化することを要望します。		
乳でないものをアーモンドミルクを呼称すると消費者が誤解をするおそれがあると思います。規格（案）では、乳又は乳製品でないことの説明を容器包装の見やすい箇所に明瞭に記載しなければならないと規定されていますが、文字の大きさ等については規定がないことから消費者が見落とすことがないように、文字の大きさと商品の主要面に記載することを規定すべきと考えます。	1	アーモンドミルクの呼称は、既に消費者に認知されていることや新聞等メディアにおいて広く使われていることから、一般的に広く認知され普及しているものと考えられます。 本 JAS では、消費者の誤認を防ぐために、乳又は乳製品でないことの説明を、容器包装の見やすい箇所に明瞭に記載しなければならないことを規定しています。認証事業者が当該規定に従って消費者に誤認を与えないように表示しているかを、第三者である認証機関が確認することで担保しています。

※今回の制定案に直接関係のない1件については、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

パブリックコメント募集結果（案）

障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の

日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R8. 5. 19～R8. 6. 17）

(1) 受付件数 8 件（4 者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R8. 4. 24～R8. 6. 22）

受付件数 なし

(別紙)

障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の日本農林規格の改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
規格全般		
障害を持った方が関わった製品や商品が広がるきっかけとなると思われる内容に変更されることはとてもうれしいと感じます。もっと広く名称が使えるような環境や雇用が生まれることを期待します。 また、本改正とは別のことだとは思いますが、ぜひ農福連携に関する情報発信を続けていただきたい。	1	ノウフク加工食品に使用できる原材料を拡大するなどの改正によって、ノウフクJAS認証が増え、農福連携の認知度が向上するものと期待しています。 また、農林水産省では農福連携の優れた取組を表彰し全国に横展開することを目的とした「ノウフク・アワード」を実施するとともに、全国の優良事例をHP等で紹介しております。引き続き、農福連携に関する情報発信や普及啓発を行ってまいります。
ノウフクJASの日本国民に対する知名度が低い。義務教育終了程度の文言で文章を作成する改正後もわかりにくい。小学校一年生から百才の高齢者まで知っているノウフクJASの制度にならなければ、社会に順応した成功例とは考えられないはずだ。	1	本JASは、ノウフク商品を取り扱う企業への販路開拓やエシカル消費に関心のある消費者層への訴求が可能となるよう制定されたものです。また、本JASでは「ノウフク」という用語を表示するとともに、その意味を併記することを規定しています。 認証事業者やノウフク商品が増え、本JASが社会に浸透していくよう後押ししてまいります。
けがや疾病が原因で重度身体障害者となり、重度障害訪問介護制度を利用している。できることはとてもゆっくりで、PCでの保存、スマートフォンでの操作であり、PCを操作して国産尿素を生成したい。国産肥料（尿素やリン）の生成と開発の最前線へノウフクを取り入れてください。	1	御意見として承ります。 なお、農産物等の主要な生産行程に肥料生成が含まれる場合は、当該農産物等については本JASの対象となり得ます。

障害者雇用率やCSRを満たすための形式的な取組にならないよう、実際に商品として販売され、消費され、障害者の賃金や仕事の安定につながる仕組みを整えること。 農福連携商品が「作ったが売れない」「品質や流通の問題で廃棄される」「福祉的価値だけで一時的に購入される」ものにならないよう、食品としての品質、加工適性、安定供給、販路開拓、商品開発、価格形成を支援すること。 税制、公共調達、企業調達、学校給食、災害備蓄、観光地の土産品、道の駅、ホテル・旅館、空港・駅ナカ等での活用など、社会的に農福連携商品が流通しやすい制度的後押しを検討すること。	1	農福連携の推進においては、認知度の向上が重要であると考え、戦略的なプロモーションに活用いただけるよう本JASを制定したところです。 農林水産省では、本JASの活用も含め、農福連携等の事業者と食品企業等の実需者との商談会開催に係る支援を行うなど、農福連携商品の販売促進に向けた取組を行っているところです。引き続き、こうした取組を行ってまいります。
4 要求事項		
4.2 ノウフク加工食品		
ノウフク加工食品に使用できる原材料の範囲を広げ加工食品を使用できるようにすることに賛成します。 生鮮食品だけでなく、乾燥品、中間加工品などの加工食品として販路拡大等することで、農福連携の商品が広がる可能性があるためです。事業者が無理なく事業を続け、新たな商品づくりに挑戦できることは、結果として働く場の確保と、働く人のやりがいにつながります。	2	御意見として承ります。
5 表示		
5.2 ノウフク加工食品		
ノウフク加工食品について、従来表示事項とされていた「ノウフク生	2	ノウフク加工食品の原材料として、ノウフク生鮮食品だけでなく、ノウフク加工食

鮮食品を原材料に使用している旨」、「原材料に占めるノウフク生鮮食品の重量割合」が削除されています。表示義務を過度に重くしすぎると事業者負担になることは理解できますが、表示事項を簡素化する場合でも、QRコード、ウェブページ、店頭POP、商品説明資料、問い合わせ対応などの代替的な情報提供の仕組みを、規格本文、運用通知、Q&A、ガイドライン等で明確にしていきたいです。	
表示義務の一部削除について、事業者負担の軽減という方向性は支持します。ただし、消費者にとって不利益となりうる情報については、削除せず明記を求める仕組みを残すべきです。 表示を一律に義務付ける必要はないと考えます。しかし、ノウフク原材料の使用割合（特に同一種類の一般原材料と混ぜている場合の割合など）は、消費者の選択や判断に影響する情報であり、開示されなければ消費者が不利益・誤認を被るおそれがあります。このような「不利益になりうる情報」まで一括して削除すると、表示への信頼や本規格そのもののブランド価値を損ないかねません。事業者の負担を軽くしつつ、消費者が誤認しないよう、不利益となりうる情報は最低限明記する仕組みを維持することを求めます。 雇用と商品開発の拡大、そして事業者が続けやすく働きがいを持てる制度を歓迎します。その上で、消費者が安心して選べるよう、不利益となりうる情報の明記を併せてお願い	品も使用できることとすることに併せて、生産者や製造業者における事務的負担の軽減を考慮して、特色のある原材料の表示については、JASで義務付けるのではなく、表示する場合は食品表示基準のルールに従うことと整理しました。また、二次元バーコード等による積極的な情報提供を妨げるものではありません。

いたします。		
--------	--	--

パブリックコメント募集結果（案）

有機藻類の日本農林規格の一部改正

- 1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R8. 5. 19～R8. 6. 17）

受付件数 なし

- 2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R8. 4. 24～R8. 6. 22）

受付件数 なし

パブリックコメント募集結果（案）

錦鯉—用語の日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R8. 5. 19～R8. 6. 17）

(1) 受付件数 6 件（3 者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R8. 4. 24～R8. 6. 22）

受付件数 なし

(別紙)

錦鯉－用語の日本農林規格の改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
4 用語及び定義		
4 a) 一般		
4 b) 品種		
錦鯉業界にいました。錦鯉の「紅白」「大正三色」「昭和三色」のような“品種”は、犬でいう「柴犬」「プードル」のような“別種”レベルではなく、あくまで人間が選別・固定してきた観賞用の系統・柄分類に近いと考えます。税金でそこまで力を入れるほどのことなのか疑問です。	1	錦鯉における品種については、御指摘のとおりであり、本JASでも「一定の外観上の特性に応じて改良及び選別され、同一の単位として分類される錦鯉の類型」と定義し、「生物分類学上の種 (species) とは異なる。」と注釈も記載しています。 JAS制度では、ビジネスにおいて戦略的にJASを活用したい事業者・団体、産地・地域からの提案を受けて、官民連携により規格化することが可能であり、本JASについては、全国錦鯉振興会からの提案を受けて、令和4(2022)年に制定されたものです。 なお、錦鯉は、輸出の重要品目としても掲げているところです。
「変わり鯉」のうち全身が光り輝くものを「光り変わり鯉」として新たに分類することに賛成します。 本規格における「錦鯉」は、主として観賞魚としての品種・品種群の用語整理を目的とするものであり、食用の鯉又は鯉料理の表示・流通分類を直接定めるものではないことを明確にすべきではないか。	1	本JASでは、「錦鯉」を「観賞用として外観上の特性を有した鯉 (<i>Cyprinus carpio</i>) の総称」と定義しており、食用の鯉は対象としていません。

※今回の改正案に直接関係のない4件については、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

パブリックコメント募集結果（案）

大豆ミート食品類の日本農林規格の確認

1 確認案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R8. 5. 19～R8. 6. 17）

(1) 受付件数 5件（5者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R8. 4. 24～R8. 6. 22）

受付件数 なし

大豆ミート食品類の日本農林規格の確認案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
規格全般		
本JASは、2022年に制定されていますが、大豆を使用した類似の規格として従来（1976年）から植物性たん白の日本農林規格があります。大豆ミート食品類のJASと植物性たん白のJASは何が違うのでしょうか。違いがよく分からないため違いを教えてください。	1	植物性たん白は、大豆や小麦などを主原料として粉末状、ペースト状、粒状、繊維状に成形されたもので、主として加工食品の原料に用いられるものです。 これに対して、大豆ミート食品類は、主原料を大豆に特化し、肉様の特徴を有するように加工したものです。このため、大豆ミート食品類のJASでは、アミノ酸スコアが食肉と同水準の100であることや大豆たん白含有率が一定以上であることなどを規定しています。
5 表示		
大豆ミート食品類は、国内にとどまらず、輸出品、訪日外国人向け商品としても広がる可能性がある。その場合、「大豆ミート」「肉不使用」「植物性」といった表示は、食肉との誤認防止だけでなく、税関・動植物検疫、宗教的菜食、ヴィーガン・ベジタリアン、アレルギー対応とも関係し、特に、肉エキス、乳、卵、蜂蜜、ゼラチン、動物由来調味料、五葷・五辛と呼ばれるネギ属等の香りの強い植物性原材料、製造工程での混入可能性などは、消費者や輸出入事業者、観光客が判断しにくい場合があるため、大豆ミート食品類JASについても、関連する菜食表示、アレルギー表示、国際規格、海外の表示制度との関係を整理し、必	1	食品の表示については、国内においては食品表示法に基づく食品表示基準などに、国外においては当該国の基準に従って記載することとなります。 本JASでは、食品表示基準に定められている表示事項に加えて、①「大豆ミート食品」又は「大豆肉様食品」、「調製大豆ミート食品」、「調製大豆肉様食品」と表示すること、②食肉ではない旨の説明を記載することとしています。これらの、他のJAS及び関係する表示制度の規定との関係を整理した上で定めているところです。 いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

要に応じてQ&A、ガイドライン、多言語表示、ピクトグラム等により、誤解が生じにくい表示の考え方を示していただきたい。		
大豆ミート食品類JASは、動物性原材料の不使用や消費者に誤認を与えないよう食肉ではない旨の表示を求める点で重要であり、現行規格の確認には基本的に賛同する。 一方で、国際流通、訪日外国人対応、宗教・信条・健康上の食選択への対応を考えると、「大豆ミート」「肉不使用」「植物性」「ベジタリアン」「ヴィーガン」「全素」等の表示は、消費者側で混同されやすい。 そのため、大豆ミート食品類のJASについても、国内消費者だけでなく、訪日外国人、輸出先市場、宗教・信条上の食選択を行う消費者にとっても、誤認の少ない大豆ミート表示制度になるよう、今後の見直し又はQ&A・ガイドライン等において、ISO 23662、JAS 0025との関係、ヴィーガン等の表示を併用する場合の条件、乳・卵・蜂蜜・動物由来調味料・製造工程での混入防止、多言語表示やピクトグラム表示の考え方を整理していただきたい。	1	
本JASの見直しの結果は「確認」ということですが、肉を使用していないものをミートと呼称することは不適切であり、そのままでは消費者に誤認を与えるだけでなく食品表示基準に抵触するおそれもあることから、表示の基準として、当該製品が食肉でないことの説明を容器包装の見やすい箇所に記載しなければなら	1	本 JAS では、消費者に誤認を与えないよう、当該製品が食肉ではないことの説明を容器包装の見やすい箇所に記載しなければならないと規定しています。表示箇所や文字の大きさが適切でない場合は、この規定を満たさないものと考えます。

ないこととしていますが、この規定内容では消費者が見落とすおそれもあることから、商品名に近接した箇所及び14ポイント以上の活字の大きさで表示するよう改正すべきと考えます。		
---	--	--

※今回の確認案に直接関係のない1件については、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

パブリックコメント募集結果（案）

そしゃく配慮食品の日本農林規格の確認

1 確認案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R8.5.19～R8.6.17）

(1) 受付件数 1件（1者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R8.4.24～R8.6.22）

受付件数 なし

(別紙)

そしゃく配慮食品の日本農林規格の確認案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
5 表示		
そしゃく配慮食品に、食事時の理想的な座位姿勢や頭・首の位置、口の開け方、介助の観察ポイントなどの情報提供用二次元コードを表示することを義務化してください。	1	食品の表示については、食品表示法に基づく食品表示基準などに従って記載することとなります。 本JASでは、食品表示基準に定められている表示事項に加えて、容易にかめることや、調理方法などを記載することとしています。 いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

パブリックコメント募集結果（案）

プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物の

日本農林規格の確認

1 確認案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R8. 5. 19～R8. 6. 17）

(1) 受付件数 1 件（1 者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R8. 4. 24～R8. 6. 22）

受付件数 なし

プロバイオニックス技術による養液栽培の農産物の日本農林規格の確認案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
3 用語及び定義		
3.2 微量要素		
「微量要素」を「無機養分のうち、ホウ素、マンガン、鉄、銅、亜鉛、モリブデン、塩素及びニッケル」と定義しているが、ニッケルは、通常、注目しなくてよい元素であるのではないかと思われる（通常の有機資材を使っていれば、まず不足する事は無いのではないかと思われる。）。 むしろ、必須的に着目すると、植物にも人体（ニッケルは金属アレルギー他アレルギー発生の大メジャーと言ってよい物質であるであろう。）にも害を及ぼすことのあるニッケルについて、不足しないように取組みが行われる事で、害の発生があってしまうのではないかという危惧すらする。 有機農産物のJASでは、「微量要素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）」と規定しているので、これに合わせて、「ニッケル」を削除してはどうか。	1	本JASでは、窒素成分はバイオマス由来であること、リン、カリウム、マグネシウムはバイオマス、鉱物資源又は海水由来であることと規定しています。一方で、バイオマス等によって供給することが難しく化石燃料等に依存せざるを得ない無機養分を明確にしておく必要があることから、微量要素の定義を規定しているところです。 プロバイオニックス技術による養液栽培に用いられるバイオマス等からの供給が難しく、農産物の生育に必須な微量要素として、ホウ素、マンガン、鉄、銅、亜鉛、モリブデン、塩素に加えて、ニッケルがあげられることから、本JASでは、微量要素としてニッケルを規定しているものです。